



市 からの 連絡 帳

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

お早めにご申請ください。申請期限は12月26日(金)までです。
場 臨時給付金担当窓口(田無庁舎2階)
◆臨時給付金担当 田
(☎0570-666-635)

届け出・税

市民課土曜日窓口

住民票や印鑑証明書の交付のほか、転出・転入手続きなどでもできるサタデーサービスを行っています。週によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。
※内容によっては取り扱いできないものもありますので、事前にお問い合わせください。

時・場 第1・3・5土曜日…保谷庁舎
第2・4土曜日…田無庁舎
いずれも午前9時～午後0時30分
◆市民課 田(☎042-460-9820)
田(☎042-438-4020)

特別永住者証明書への切り替えはお早めに

平成24年7月9日からの制度変更に伴い、「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されることになりました。

対象となる方は、平成27年7月8日までに、特別永住者証明書への切り替え手続きが必要です。

期限直前および平成27年3～4月は、窓口の混雑が予想されますので、お早めにご申請ください。なお、切り替え手続きには2～3週間程度かかります。

□申請期限
平成27年7月8日まで
場 市民課(田無庁舎2階)

対 次の全てに該当する方
①現在、みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持っている方
②そのカードに記載されている次回確認(切替)申請期間が、2015年7月8日以前の方
③市内在住の特別永住者の方

持 ①みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)
※申請の際、紛失・盗難・滅失などにより持参できない場合は、警察署で発行される遺失届受理番号のお知らせ・遺失(盗難)届証明書、消防署で発行されるり災証明書などの資料をお持ちください。
②顔写真1枚(縦4cm×横3cm、直近3カ月以内に撮影した無帽正面向き)
③旅券(有効期限内のものをお持ちの方は、必ず持参してください)

新しい特別永住者制度については、法務省入国管理局HP(http://www.immimoj.go.jp/newimmiact_2/)をご覧ください。

◆市民課 田(☎042-460-9820)

国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを忘れずに

65歳未満の第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは配偶者の勤務先で行ってください。

保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、自分で納める必要はありません。

本人(第3号被保険者)の住所が変わったときは、配偶者の勤務先への届け出が必要で

配偶者である第2号被保険者が会社を退職したときや65歳になったとき、扶養から除かれたときは、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを市役所で行う必要があります。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

募集

障害者サポーター養成講座

障害のある人が困っているときに、ちょっとした手助けをする障害者サポーターの養成講座を実施します。参加者にはサポーターの証であるサポートバンダナ、サポートキーホルダーを差し上げます。

時・場 ①10月15日(水)午前10時・保谷庁舎4階 ②平成27年2月14日(土)午前11時・障害者総合支援センターフレンドリー内「ヘルプカードとは」[ヘルプカードの紹介DVD上映] ※各回共通
対 市内在住・在勤・在学の方
申 各回前日までに電話で下記へ
◆障害福祉課 田(☎042-438-4033)

介護職員初任者研修(通学)

我が国の高齢化が進行する中、在宅福祉を充実させるうえで重要な担い手となる、市内で働く介護職員の養成研修を実施します。

時 10月27日(月)～12月24日(水)
※詳細は、9月16日(火)から高齢者支援課窓口で配布する日程表をご覧ください。

場 高齢者センターきらら
内 講義・演習
※修了には130時間の受講が必要です。

対 市内在住・在勤で、次の①～③のいずれかに該当する方
①既に介護職員として働いている方
②介護職員として働くことが確定している方
③介護職員として働くことを希望する方

定 24人(申込多数の場合は抽選)
¥ 研修受講者自己負担金5万7,000円、テキスト代5,500円

申 9月16日(火)～30日(水)に、本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)を持参のうえ、高齢者支援課窓口(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)へ
※受講決定者には、郵送でお知らせします。

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4028)

福祉・子育て

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度～医療証をお送りします～

現在④・⑦医療証をお持ちで、現況届が省略となった方または現況届を提出済みの方には、10月から有効の医療証を9月下旬にお送りします。

申請や現況届が必要な方には、既に書類などを送付していますが、まだ提出していない方はお早めに提出してください。

④・⑦医療証をお持ちでない方は、医療証交付申請書を提出してください。医療費助成を受けるためには申請が必要です。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

保護者助成金の支給

□申請期間 9月17日(水)～25日(木)
□対象 市内在住で次の全てに該当する保護者

- ①認可外保育施設で東京都の認証を受けている市内外の認証保育所、区市町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の定期的利用保育事業、家庭的保育事業施設(保育ママ)、小規模保育事業に児童が入所している
②保育料を完納している
③月極で保育を利用する契約を締結している

□助成金額
子ども1人につき月額8,000円

□申請方法 ①市内の認可外保育施設に預けている方(既に退園した方も含む)…施設を通じて配布される申請書に必要事項を記入後、各施設に提出してください。
②市外の認可外保育施設に預けている方…直接ご自宅に申請書を郵送しますので必要事項を記入し、各施設で証明を受け保育課(田無庁舎1階)に持参または郵送してください。

※都外の託児施設・ベビーホテル・企業内保育所などは対象外
◆保育課 田(☎042-460-9842)



固定資産税の減額

◆資産税課 田(☎042-460-9830)

◆住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
②平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

□減額される期間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□必要書類

- ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
②固定資産税減額証明書
③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

◆住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にあ

る家屋にバリアフリー改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)
②平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う
③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
④平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額)
⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

- ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)およびバ

リアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し

- ③納税義務者の住民票の写し
④改修住宅の居住者により、次のいずれかの書類

- (1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者に障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し
⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

◆一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室改良・便所改良・手すりの設置・屋内の段差の解消・引き戸への取り替え工事・床表面の滑り止め化

◆省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで3分の1減額します(都

市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修)を行う
②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
③平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である
④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

- ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
②熱損失防止改修工事証明書
③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
④納税義務者の住民票の写し

◆一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)